

令和4年7月26日

宮城県上工下水一体官民連携運営事業  
モニタリング結果月次報告書  
(令和4年5月度)

宮城県企業局水道経営課

実施契約書第69条第1項に基づき実施した、宮城県上工下水一体官民連携運営事業の運営状況に係る令和4年5月度のモニタリング結果は下記のとおりです。

記

1. 経営に係る業務

- ・ 法人及び全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

2. 維持管理に係る業務

(1) 水道用水供給事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

(2) 工業用水道事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

(3) 流域下水道事業

- ・ 吉田川流域下水道事業の水質試験および水質管理に関して、流入水質基準(BOD、全窒素)を超過する日があったが、県への速やかな報告が行われなかった。なお、放流水質にかかる要求水準は満足していることを確認した。

※ 本件は、4月度モニタリング結果月次報告書に記載した、阿武隈川下流流域下水道事業に対する指摘と同様の事案である。この指摘は6月9日に行ったことから、5月の業務では改善されていないが、6月9日以降は速やかに県に報告し、必要な対応を行っていることを確認している。

3. 改築に係る業務

(1) 水道用水供給事業

- ・ 設計図書作成業務の委託実施において、照査技術者の必要資格が確認できなかった。

※ 本件は、令和4年4月度に指摘した事案である。4月度モニタリング結果月次報告書に記載の通り、本件に対する指摘は5月31日に行ったことから、5月の業務では改善されていないが、6月3日には改善措置済みであることを確認している。

## (2) 工業用水道事業

- ・ 設計図書作成業務の委託実施において、照査技術者の必要資格が確認できなかった。
- ※ 本件は、令和4年4月度に指摘した事案である。4月度モニタリング結果月次報告書に記載の通り、本件に対する指摘は5月31日に行ったことから、5月の業務では改善されていないが、6月3日には改善措置済みであることを確認している。

## (3) 流域下水道事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

## 4. その他の業務

### (1) 土地、建築物及び工作物等貸付業務

- ・ 当月において、該当する項目は無かった。

### (2) 関連業務

- ・ 全ての業務において、要求水準を満足していることを確認した。

### (3) 任意事業

- ・ 当月において、該当する項目は無かった。

## 5. 参考資料

- ・ 県によるモニタリング確認様式 一式
- ・ 水質検査結果 一式

以上